和ト協発第４８号
令和８年７月１０日

会　　員　　殿

（公社）和歌山県トラック協会
会　長　　阪本　享三

信用保証料助成事業の実施について
（助成金のご案内）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、みだしにつきましては、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度融資、都道府県等の自治体によるセーフティネット制度融資、または国が定める「災害関係保証」を受けた融資に係る信用保証協会保証を得る場合の信用保証協会に支払う保証料の一部助成（信用保証協会保証料の２分の１、但し２０万円を限度とする）を全日本トラック協会と協調して実施することゝなりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、助成をご希望の方は、別紙の「信用保証協会保証料助成申請書」に必要事項をもれなくご記入のうえ、保証協会から届いた「保証のお知らせ」（写し）及び各市町村でセーフティネット保証（中小企業信用保険法第２条第５項第１号～８号及び同条第６項「危機関連保証」）の認定書（写し）も併せて「保証料助成申請書」に添付のうえ、下記あてお申し込みくださいますようお願い申しあげます。

記

１．助 成 額　　信用保証協会保証料の２分の１
１事業所２０万円を限度とする。（全ト協助成分合わせて）

２．助成対象期間　　令和８年１月以降令和９年２月２６日までに上記融資制度を活用した場合
※但し、予算に達した時点で締め切ります。

３．助成対象　　中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証融資、都道府県等自治体によるセーフティーネット制度融資、または国が定める「災害関係保証」を受けた融資に係る信用保証協会保証を得る場合の信用保証協会に支払う保証料。
また、以下の場合は一部助成または対象外となりますのでご了承下さい。
①令和８年１月１日～令和９年２月 26 日の期間以前に受けられた融資の「借換」については保証料の助成は致しかねますのでご了承ください。
②保証料の「分割」払いについては、分割された保証料の第 1 回目の支払い分を対象とさせていただきます。
③「返戻」保証料があった場合は、返戻分を差引いた額が対象となります。
④「公的機関からの助成」がある場合は、助成を差引いた額が対象となります。

４．締 切 日　　令和９年２月２６日（期日厳守）

５．申 込 先　　別紙申込書及び添付書類を当協会宛提出して下さい。
〒 640-8404　和歌山市湊１４１４番地
（公社）和歌山県トラック協会　交付金課
℡（０７３）４２２－６７７１